

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和8年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)【令和5年度】住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業 (2)【令和5年度】住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業 (3)【令和5年度】低所得者世帯への物価高騰支援給付金給付世帯こども加算支給事業 (4)【令和6年度】令和6年度住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業 (5)【令和6年度】令和6年度低所得者世帯への物価高騰支援給付金給付世帯こども加算支給事業 (6)【令和6年度】令和6年度住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業 (7)【令和6年度】定額減税補足給付金(調整給付)支給事業 (8)【令和6年度】令和6年度第2回住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業 (9)【令和6年度】令和6年度第2回住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金給付世帯こども加算支給事業 (10)【令和7年度】定額減税補足給付金(不足額給付)支給事業 (11)【令和7年度】食料品等物価高騰支援給付金支給事業</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー ・給付支援サービス

2. 特定個人情報ファイル名

(1)【令和5年度】住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業 (2)【令和5年度】住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業 (3)【令和5年度】低所得者世帯への物価高騰支援給付金給付世帯こども加算支給事業 (4)【令和6年度】令和6年度住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業 (5)【令和6年度】令和6年度低所得者世帯への物価高騰支援給付金給付世帯こども加算支給事業 (6)【令和6年度】令和6年度住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業 (7)【令和6年度】定額減税補足給付金(調整給付)支給事業 (8)【令和6年度】令和6年度第2回住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業 (9)【令和6年度】令和6年度第2回住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金給付世帯こども加算支給事業 (10)【令和7年度】定額減税補足給付金(不足額給付)支給事業 (11)【令和7年度】食料品等物価高騰支援給付金支給事業

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という) 別表 135の項
--------	--------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項</p> <p>【情報提供の根拠】 ・提供なし</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	(1)～(6)、(8)～(9)の支給事務: 筑紫野市 健康福祉部 生活福祉課 (7)、(10)の支給事務: 筑紫野市 企画政策部 人事課 (11)の支給事務: 筑紫野市 企画政策部 企画政策課
②所属長の役職名	(1)～(6)、(8)～(9)の支給事務: 生活福祉課長 (7)、(10)の支給事務: 人事課長 (11)の支給事務: 企画政策課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1)～(6)、(8)～(9)の支給事務 郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 健康福祉部 生活福祉課 地域福祉担当 (7)、(10)の支給事務 郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 企画政策部 人事課 行政管理担当 (11)の支給事務 郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 企画政策部 企画政策課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	I-1-② 事務の概要	<p>公約給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公約給付の支給等を行うための情報の管理を行う。</p> <p>公約給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び番号法の規定に基づき、特定個人情報等を次の事項で取り扱う。</p> <p>11[令和5年度]住民税非課税世帯への1万円追加給付金の支給事務 22[令和5年度]住民税均等割のみ課税世帯への10万円追加給付金の支給事務 33[令和5年度]住所子育て世帯への加算給付金の支給事務 44[令和5年度]住民税非課税世帯への給付金の支給事務 55[令和5年度]定額減税(きずかひ)と見込まれる方への給付金の支給事務</p>	<p>公約給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公約給付の支給等を行うための情報の管理を行う。</p> <p>11[令和5年度]住民税非課税世帯への1万円追加給付金の支給事務 22[令和5年度]住民税均等割のみ課税世帯への10万円追加給付金の支給事務 33[令和5年度]住所子育て世帯への加算給付金の支給事務 44[令和5年度]住民税非課税世帯への給付金の支給事務 55[令和5年度]定額減税(きずかひ)と見込まれる方への給付金の支給事務</p>	事後	
令和7年6月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	<p>【令和5年度】住民税非課税世帯への1万円追加給付金の支給事務 【令和5年度】住民税均等割のみ課税世帯への10万円追加給付金の支給事務 【令和5年度】住所子育て世帯への加算給付金の支給事務 【令和6年度】住民税非課税世帯への給付金の支給事務 【令和6年度】定額減税(きずかひ)と見込まれる方への給付金の支給事務</p>	<p>【令和5年度】住民税非課税世帯への1万円追加給付金の支給事務 【令和5年度】住民税均等割のみ課税世帯への10万円追加給付金の支給事務 【令和5年度】住所子育て世帯への加算給付金の支給事務 【令和6年度】住民税非課税世帯への給付金の支給事務 【令和6年度】定額減税(きずかひ)と見込まれる方への給付金の支給事務</p>	事後	
令和7年6月30日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という) 別表 135の項</p>	事後	
令和7年6月30日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第102条 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供なし 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供なし 	事後	
令和7年6月30日	II-1 対象者数	令和5年6月25日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年6月30日	II-2 取扱者数	令和5年6月25日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年6月30日	リスク対策 6.人手を介在させる作業	(様式変更のため新規追加)	十分である	事後	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密性の高いシステム(マイナンバー)とマイナンバー登録事務に係る機密性の低いシステム(マイナンバー)取得の機会や、住所変更を行う際には4種異なる住所を含む情報による照会を行うことを想定している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数の人の確認を要している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>
令和7年6月30日	リスク対策 11.最も悪化度が高いと考えられる対策	(様式変更のため新規追加)	十分である	事後	<p>特定個人情報を取り扱うシステムがインターネット上で稼働しているPCへのアクセスは、パスワード、生体認証等による厳格なアクセス管理下、適切な管理を行っている。アクセス権限は最小とし、業務によるアクセス可能な職種の必要な部署にも限定している。以上のことから、悪用のないようにして不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考える。</p>
令和8年2月1日	I-1-② 事務の概要	<p>公約給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公約給付の支給等を行うための情報の管理を行う。</p> <p>公約給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び番号法の規定に基づき、特定個人情報等を次の事項で取り扱う。</p> <p>11[令和5年度]住民税非課税世帯への1万円追加給付金の支給事務 22[令和5年度]住民税均等割のみ課税世帯への10万円追加給付金の支給事務 33[令和5年度]住所子育て世帯への加算給付金の支給事務 44[令和5年度]住民税非課税世帯への給付金の支給事務 55[令和5年度]定額減税(きずかひ)と見込まれる方への給付金の支給事務</p>	<p>公約給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公約給付の支給等を行うための情報の管理を行う。</p> <p>11[令和5年度]住民税非課税世帯への1万円追加給付金の支給事務 22[令和5年度]住民税均等割のみ課税世帯への10万円追加給付金の支給事務 33[令和5年度]住所子育て世帯への加算給付金の支給事務 44[令和5年度]住民税非課税世帯への給付金の支給事務 55[令和5年度]定額減税(きずかひ)と見込まれる方への給付金の支給事務</p>	事前	
令和8年2月1日	I-1-③ システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー ・給付支援サービス 	事前	
令和8年2月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	<p>11[令和5年度]住民税非課税世帯への1万円追加給付金の支給事務 22[令和5年度]住民税均等割のみ課税世帯への10万円追加給付金の支給事務 33[令和5年度]住所子育て世帯への加算給付金の支給事務 44[令和5年度]住民税非課税世帯への給付金の支給事務 55[令和5年度]定額減税(きずかひ)と見込まれる方への給付金の支給事務</p>	<p>11[令和5年度]住民税非課税世帯への1万円追加給付金の支給事務 22[令和5年度]住民税均等割のみ課税世帯への10万円追加給付金の支給事務 33[令和5年度]住所子育て世帯への加算給付金の支給事務 44[令和5年度]住民税非課税世帯への給付金の支給事務 55[令和5年度]定額減税(きずかひ)と見込まれる方への給付金の支給事務</p>	事前	
令和8年2月1日	I-5-① 部署	<p>11)～6)、8)～9)の支給事務:筑紫野市 健康福祉部 生活福祉課 7)、10)の支給事務:筑紫野市 企画政策部 人事課 11)の支給事務:筑紫野市 企画政策部 企画政策課</p>	<p>11)～6)、8)～9)の支給事務:筑紫野市 健康福祉部 生活福祉課 7)、10)の支給事務:筑紫野市 企画政策部 人事課 11)の支給事務:筑紫野市 企画政策部 企画政策課</p>	事前	
令和8年2月1日	I-5-② 所属長の役職	<p>11)～6)、8)～9)の支給事務:生活福祉課長 7)、10)の支給事務:人事課長</p>	<p>11)～6)、8)～9)の支給事務:生活福祉課長 7)、10)の支給事務:人事課長 11)の支給事務:企画政策課長</p>	事前	
令和8年2月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	<p>11)～6)、8)～9)の支給事務 郵便番号918-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 7)、10)の支給事務 郵便番号918-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 11)の支給事務 郵便番号918-8686 筑紫野市企画政策部 人事課 行政管理担当</p>	<p>11)～6)、8)～9)の支給事務 郵便番号918-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 7)、10)の支給事務 郵便番号918-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 11)の支給事務 郵便番号918-8686 筑紫野市企画政策部 人事課 行政管理担当</p>	事前	
令和8年2月1日	II-1 対象者数	令和7年6月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事前	
令和8年2月1日	II-2 取扱者数	令和7年6月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事前	